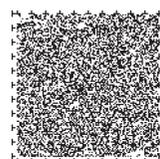
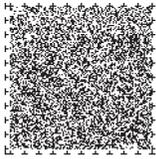


障がいのある方のための 防災マニュアル



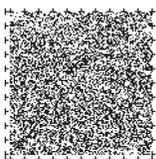
甲 斐 市

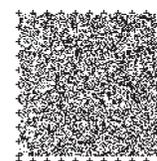




○ 目 次

| | |
|---|----|
| 目的と活用方法 | 1 |
| 甲斐市避難行動要支援者名簿の登録 | 2 |
| 甲斐市あんしん情報キット | 4 |
| 災害時における避難所・情報の入手方法 | |
| ・福祉避難所について | 5 |
| ・福祉避難所への移動について | 6 |
| ・災害時における情報提供（緊急速報メール） | 6 |
| ・防災行政無線メール配信・防災行政無線テレホンサービス | 7 |
| 福祉避難所マップ | 8 |
| 災害指定避難場所一覧 | 10 |
| 障がいに応じた対応 | |
| ・視覚障がいのある方には | 11 |
| ・聴覚障がい・言語障がいのある方には | 12 |
| ・肢体不自由のある方には | 13 |
| ・内部障がいのある方には | 14 |
| ・難病のある方には | 15 |
| ・精神障がいのある方には | 16 |
| ・知的障がいのある方には | 17 |
| ・発達障がいのある方には | 18 |
| ・高次脳機能障がいのある方には | 19 |
| 共通した必要なもの・必要な専門員 | 20 |
| コミュニケーションボード | 21 |
| わが家の防災メモ | 22 |
| 参考資料〔災害拠点病院・災害支援病院、災害時の医療救護活動・歯科医療救護活動〕 | 23 |





◆目的

甲斐市では、安全で快適に暮らせるまちづくりを進めるとともに、地域防災計画を策定して、さまざまな災害対策を講じています。

しかし、安全な地域づくりは、一人ひとりが、「自らの身は、自ら守る」という意識のもとに、災害への備えを万全にし、いざというときに、適切な対応がとれるようにしておくことが重要です。

また大きな災害に対しては、地域の連携を密にし、助け合い、組織的に取り組むことが求められます。

この『障がいのある方のための防災マニュアル』は、災害時に備えた事前情報や、災害時の障がいのある方への配慮などについてまとめたものです。身近に置いて、家庭における災害や、地域での防災の一助にいただければ幸いです。

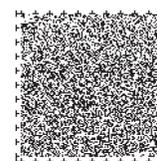
◆活用方法

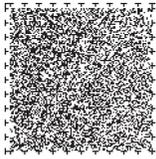
大地震や台風などで被災した場合、避難所に避難せざるを得ないことがあります。被災者として不安を抱え混乱もしているうえ、避難所での生活は誰でも不便を強いられます。

障がいのある方にとって避難所での生活がより安全にスムーズにできるように、留意事項をまとめたものです。

平成 29 年 1 月 発行

甲斐市 福祉部 福祉課





○ 甲斐市避難行動要支援者名簿の登録

甲斐市避難行動要支援者名簿の登録について

◆ 要配慮者とは

「要配慮者」とは、大地震などの災害が起こった時に、家族や一人だけでは避難することが難しく、支援を必要とする方です。

「歩くことが困難」「周囲の状況が分からない」「身近に支援してくれる人がいない」などにより、災害時には地域で孤立してしまう恐れがあります。そのため、地域全体で要配慮者の方を見守る必要があります。

市では、避難行動要支援者名簿への登録を希望し、かつ個人情報の提供に同意したご本人（またはご家族）からの申し出により、名簿を作成しています。

登録を希望された方の情報を掲載した名簿は、平常時から市関係部署、警察、消防、民生委員・児童委員、各地区の自主防災組織の関係機関と共有し、災害時に役立てます。

※登録申請時は、原則として複数の支援員（ご近所の方等）を選出していただきます。

※名簿への登録を希望する方は、「避難行動要支援者名簿登録申請書」を市役所へご提出ください。

◆ 対象となる方

・高齢者 … 65歳以上で一人暮らしの虚弱高齢者など

・介護保険の要介護認定者 … 介護保険の認定区分が要介護3～5の方

・障がいのある方

「身体障がい者」… 身体障害者手帳1～3級の体幹、上下肢、視覚、聴覚に障がいのある方

「知的障がい者」… 療育手帳A判定の方

「精神障がい者」… 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方

・上記に準じる方 … 世帯全員が高齢者や障がいを持つなどの理由で支援が必要な方

上記の内、在宅の方が対象者で、福祉施設等に入所中の方は対象外となります。

◆ 名簿の情報提供先

名簿は、市関係部署で共有するとともに、以下の関係機関に提供し、災害時及び災害時に備えたそれぞれの活動に活用されます。

○ 民生委員・児童委員による活用

・平常時、登録された方を訪問させていただく場合があります。

・災害時は、状況に応じて必要な支援が受けられるよう関係機関へ連絡します。

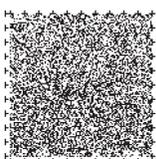
○ 自主防災組織による活用

・災害時は、被害状況の確認、避難所への誘導等、可能な支援を行います。

・状況に応じて必要な支援が受けられるよう関係機関へ連絡します。

○ 警察署・消防署による活用

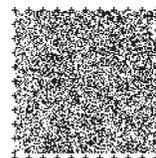
・各署の平常時や災害時の活動に活用されます。



◆ 登録の方法

申し込みは、次の窓口で「避難行動要支援者名簿登録申請書」に必要事項を記入のうえ、郵送または窓口へご提出ください。（登録は、随時受け付けします）

また、登録申請書は、市ホームページ（災害情報）からもダウンロードができます。



◆ 窓口・郵送先

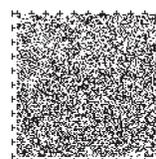
- ・甲斐市役所 福祉課 障がい者生活支援係 新館1階⑫番窓口 TEL：055-278-1691
(〒400-0192 甲斐市篠原 2610 番地) FAX：055-276-2113
- ・敷島支所 市民地域課 福祉健康係 ③番窓口 TEL：055-277-3112
(〒400-0193 甲斐市島上条 2254 番地 1) FAX：055-277-7950
- ・双葉支所 市民地域課 福祉健康係 1階③番窓口 TEL：0551-20-3650
(〒400-0196 甲斐市下今井 171 番地) FAX：0551-20-3670

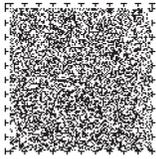
◆ その他

- ・災害時は、不測の事態も想定されます。
- ・避難行動要支援者名簿へ登録された方の確実な支援や安全を保証するものではありません。
- ・日頃からご家庭やご近所で、災害に対して備えておくことが大切です。

◆ お問い合わせ等

- 障がいのある方
甲斐市役所 福祉課 障がい者生活支援係 新館1階⑫番窓口 TEL：055-278-1691
FAX：055-276-2113
- 高齢者・介護保険認定者の方
甲斐市役所 長寿推進課 長寿あんしん係 新館1階⑮番窓口 TEL：055-278-1693
FAX：055-276-2113
- 特定疾患（難病）の方
甲斐市役所 健康増進課 保健指導係 本館1階①番窓口 TEL：055-278-1694
FAX：055-278-2046
- 災害（防災）対策に関すること
甲斐市役所 防災危機管理課 防災減災係 本館3階③③番窓口 TEL：055-278-1676
FAX：055-276-7215





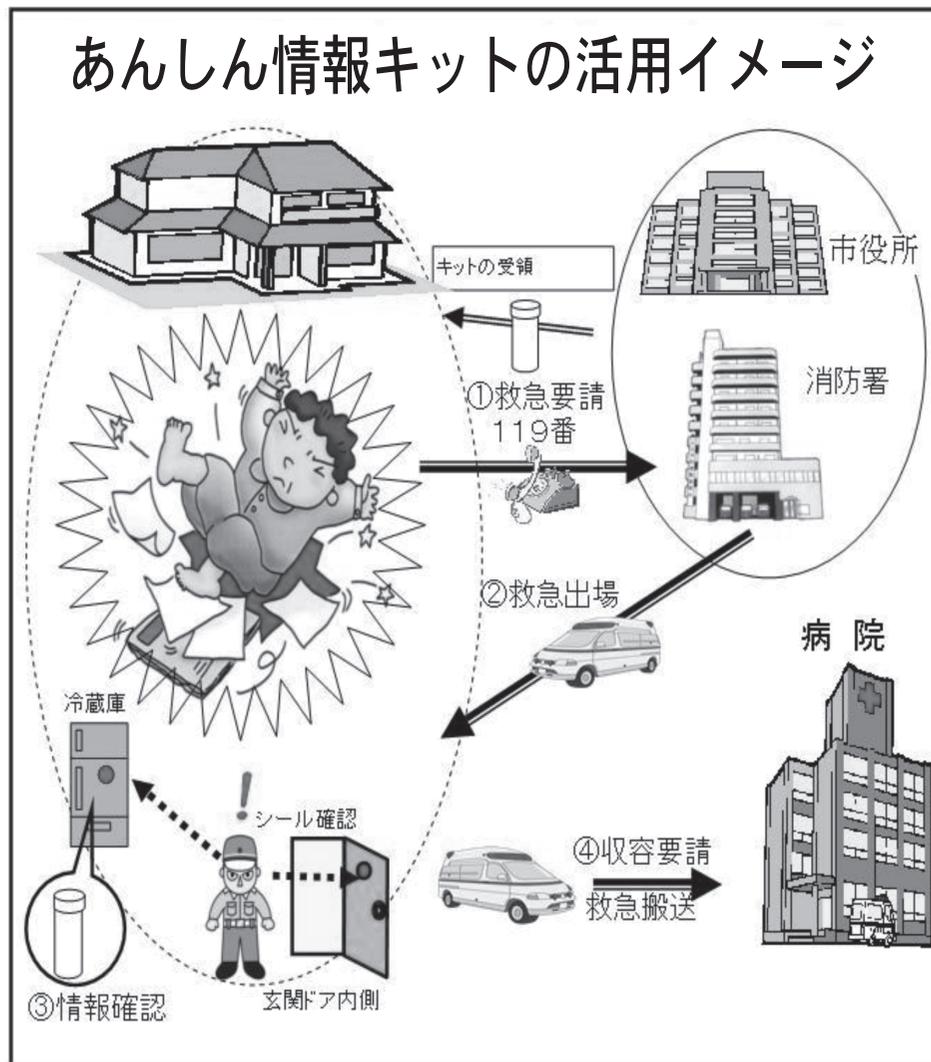
○ 甲斐市あんしん情報キット

甲斐市あんしん情報キットについて

甲斐市では、甲斐市避難行動要支援者名簿に登録された方へ「甲斐市あんしん情報キット」を配布しています。

このキットは、名簿登録内容の他に保険証のコピーや普段飲用している薬の種類、写真などの情報を入れ、冷蔵庫に保管しておきます。どの家庭でも、ほぼ同じ場所にある冷蔵庫で保管することにより、迅速な救急対応が行えるようになっています。

また、キットを所持している旨を知らせるシールも同時に配布していますので、玄関内側に貼っておくことで、救助者にもその旨を周知することができるようになっています。



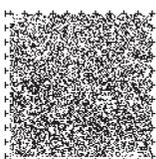
◆ お問い合わせ等

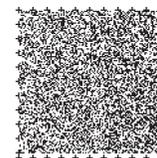
- 甲斐市役所 福祉課 障がい者生活支援係 新館1階⑫番窓口
- 甲斐市役所 長寿推進課 長寿あんしん係 新館1階⑮番窓口

TEL : 055-278-1691

TEL : 055-278-1693

FAX : 055-276-2113



**福祉避難所について****◆ 福祉避難所とは**

大規模な地震及び風水害等の災害発生時に、障がいのある方や要介護者などの要配慮者が被災により避難を余儀なくされた場合に、市の要請により要配慮者を受入れる福祉施設をいいます。

福祉避難所への避難は、市が定める指定避難場所（10ページ参照）での避難が困難と判断された方に対し、市が各施設へ受入れ要請を行った場合に限り避難することができます。

◆ 福祉避難所に係る要配慮者とは

「甲斐市避難行動要支援者名簿」へ登録されている次の者の内、災害時に福祉避難所において何らかの支援が必要と判断された方をいいます。

- ・身体障害者手帳の障がい程度等級が1～3級の認定を受けた者
- ・療育手帳の障がい程度がA判定を受けた者
- ・精神障害者保健福祉手帳の障がい程度等級が1・2級の認定を受けた者
- ・介護保険の要介護認定区分が3～5の判定を受けた者
- ・65歳以上で一人暮らしの虚弱高齢者と判断できる者
- ・その他、世帯全員が高齢者や障がい者等の理由で支援が必要な者

◆ 市が指定する福祉避難所 ※8・9ページに「福祉避難所マップ」を掲載

[市の施設]

| 施設名 | 所在 | 電話 | FAX |
|------------|------------|--------------|--------------|
| 竜王保健福祉センター | 西八幡 3018-1 | 055-279-1111 | 055-279-1114 |
| 敷島保健福祉センター | 島上条 3163 | 055-277-7311 | 055-277-1284 |
| 双葉保健福祉センター | 竜地 6536-1 | 0551-28-5100 | 0551-28-3431 |

[障がい福祉施設]

| 施設名 | 所在 | 電話 | FAX |
|-----------------|-----------|--------------|--------------|
| コスモス | 竜王 267-3 | 055-278-2266 | 055-278-2267 |
| 敷島緑陽園 | 牛句 2027-3 | 055-277-1100 | 055-277-1101 |
| サポートハウス Andante | 牛句 2029-2 | 055-277-1198 | 055-277-1120 |
| ワーキングスペース大地 | 牛句 2029-2 | 055-277-1198 | 055-277-1120 |
| ワークハウスふたば | 下今井 2650 | 0551-28-6889 | 0551-28-6889 |
| ぎんが工房 | 天狗沢 306 | 055-277-8686 | 055-277-8722 |
| フレンズ双葉 | 宇津谷 8331 | 0551-28-2115 | 0551-28-8115 |

[介護福祉施設]

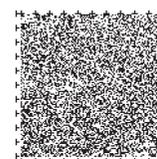
| 施設名 | 所在 | 電話 | FAX |
|-------------------|-------------|--------------|--------------|
| 敷島荘 | 大久保 1357 | 055-277-8811 | 055-277-8411 |
| げんき甲斐 | 大下条 956-1 | 055-267-8800 | 055-267-8801 |
| しあわせホーム竜王 | 篠原 3000-1 | 055-269-8686 | 055-269-8755 |
| 恵信りほくケアセンター | 岩森 1170-1 | 0551-28-8850 | 0551-28-8851 |
| 仁和会 竜王リハビリテーション病院 | 万才 287-7 | 055-276-1155 | 055-279-1262 |
| 特別養護老人ホームあかさか | 竜王新町 2188-1 | 055-230-6777 | 055-230-6778 |
| 特別養護老人ホームゆめみどり | 玉川 1700-1 | 055-278-2800 | 055-278-2802 |
| めぐみ荘 | 竜王 644-5 | 055-278-0881 | 055-278-0883 |
| 山梨ライフケアホーム | 竜王新町 2128 | 055-279-4711 | 055-279-4713 |
| 老人保健施設ひかりの里 | 宇津谷 1111 | 0551-20-3900 | 0551-20-3888 |
| あやめの里 | 富竹新田 1967 | 055-279-0054 | 055-279-6234 |

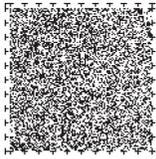
◆ お問い合わせ等

○ 甲斐市役所 福祉課 障がい者生活支援係 新館1階⑫番窓口 TEL：055-278-1691

○ 甲斐市役所 長寿推進課 長寿あんしん係 新館1階⑮番窓口 TEL：055-278-1693

FAX：055-276-2113





福祉避難所への移動について

◆ 福祉避難所への避難の流れ

- 身の安全の確保を最優先に、まず、指定避難場所に避難します。
↓
- 指定避難場所において、介助者の有無や障がいの程度に応じて福祉避難所への受け入れを調整し、対象の可否を決定します。
↓
- スタッフの配置など受け入れ体制が整ったところで、対象者を家族や地域における支援者等が移送し、これを甲斐市が支援します。各事業所も協力します。

災害時における情報提供（緊急速報メール）

災害時に情報をすばやく伝達するため、市では緊急速報メール（NTTドコモ・KDDI・ソフトバンク）を導入しました。これにより、避難勧告等の重要な緊急情報を携帯電話で受信することができます。

対応機種や、携帯電話の設定方法については、お使いの携帯電話会社にお問い合わせください。

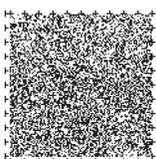


◆ 特 徴

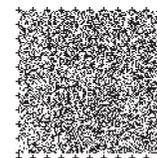
- ・お持ちの携帯電話に直接、市からの災害情報が届きます。
- ・市民だけでなく、一時的に市内にいる通勤客や観光客にも配信します。
- ・専用の着信音とポップアップ表示によってお知らせします。
※ 事前登録は不要です。
※ サービスの利用は無料です。

◆ 窓 口

- 甲斐市役所 防災危機管理課 防災減災係 本館3階③番窓口 TEL：055-278-1676
FAX：055-276-7215



防災行政無線メール配信



防災行政無線の放送内容を電子メールでお知らせします。

パソコンや携帯電話メールにより、耳の不自由な方、放送時に市内に居なかった方などにもお伝えすることができます。

登録料や年会費は無料、登録は簡単です。

防災行政無線で市内一斉放送をする時のみ配信します。

◆ 登録方法

- ・パソコン又は携帯電話から「やまなしくらしねっと」にアクセスする。
(URL <https://www.e-tetsuzuki99.com/eap-pj/yamanashi/>)
 - ・画面上の「メールマガジン」をクリックする。
 - ・「甲斐市防災行政無線メール」の「配信申込」をクリックする。
 - ・配信先メールアドレスを入力する。
 - ・確認メールが届くので、記載されたURLから本登録に進む。
- ※ 本登録前は配信されません。

◆ 窓 口

- 甲斐市役所 防災危機管理課 防災減災係 本館3階③番窓口 TEL : 055-278-1676
FAX : 055-276-7215

防災行政無線テレフォンサービス

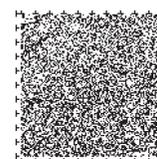
防災行政無線の放送内容が聞き取れなかったり、もう一度聞きたい場合、次の番号にダイヤルすると放送内容を聞くことができます。

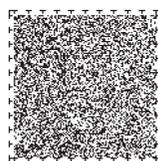
※ 利用料は利用者の負担となりますのでご了承ください。

◆ ダイヤル番号 055 (230) 6650

◆ 窓 口

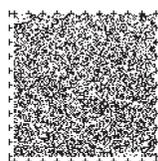
- 甲斐市役所 防災危機管理課 防災減災係 本館3階③番窓口 TEL : 055-278-1676
FAX : 055-276-7215

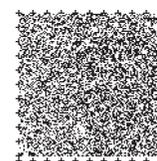




災害指定避難場所一覧

| | 指定避難場所 | 所在地 | 自治会名 | |
|------|--------|-------------------|------------|--|
| 竜王地区 | 1 | 竜王北中学校 | 竜王 420 | 竜王 1 区、竜王 2 区、竜王 3 区、竜王 4 区 |
| | 2 | 竜王北小学校 | 竜王 555 | 竜王新町 1 区、竜王新町 2 区、竜王新町 3 区、竜王新町 4 区、竜王新町 5 区、竜王新町 6 区、竜王新町 7 区 |
| | 3 | 竜王小学校 | 篠原 2800 | 上篠原区、古村区、竜王仲町区 |
| | 4 | 竜王東小学校 | 富竹新田 933-1 | 富竹新田 1 区、富竹新田 2 区、富竹新田 3 区、富竹新田 4 区、名取区 |
| | 5 | 竜王中学校 | 篠原 2030 | 榎東区、榎西区、新居区、仲新居区、上八幡区 |
| | 6 | 玉幡小学校 | 西八幡 2560 | 下八幡 1 区、下八幡 2 区 |
| | 7 | 玉幡中学校 | 西八幡 3190 | 中八幡区、八幡新田 1 区 |
| | 8 | 竜王西小学校 | 玉川 75 | 八幡新田 2 区、月林区、玉川東区、玉川西区 |
| | 9 | 竜王南小学校 | 篠原 1180 | 下八幡 3 区、万才 1 区、万才東区、田中区、田中 2 区 |
| | 10 | 竜王南部公民館 | 西八幡 1976-1 | 南区、玉川団地 1 区、玉川団地 2 区 |
| 敷島地区 | 11 | 敷島北小学校 | 境 57 | 牛匂、境北、境南 |
| | 12 | 敷島中学校 | 島上条 1263 | 上町南、西町、敷島堅町、大栄、事業団、松島団地、さつき野 |
| | 13 | 敷島小学校 | 島上条 212 | 敷島仲町、東町西、東町仲、東町東、川辺町、町屋、町屋南、敷島新町、寺前 |
| | 14 | 敷島総合文化会館 敷島公民館 | 島上条 1020 | 上町北、敷島台、大久保、天狗沢 |
| | 15 | 敷島南小学校 | 大下条 175 | 宮地、大下条西、大下条東、大下条南、長塚 |
| | 16 | 睦沢地域ふれあい館 | 亀沢 3687 | 睦沢地区（大下、中下、中村、久保、藤の木、打返、漆戸、獅子平、上菅口） |
| | 17 | 清川地域ふれあい館 | 上福沢 124 | 清川地区（下菅口、安寺、神戸、下福沢、上福沢、前屋、下芦沢、本村、小川、平見城、大明神） |
| | 18 | 吉沢地域ふれあい館 | 吉沢 233-2 | 吉沢地区（窪田、中島、寺平、千田） |
| 双葉地区 | 19 | 双葉東小学校 | 大袋 2780 | 登美団地、希望ヶ丘、桃花の街、藍色の街、杏色の街、萌黄の街、双葉響が丘団地、滝坂、大屋敷、下宿、上宿、高山台、双葉堅町、大袋、高原団地、団子 |
| | 20 | 双葉中学校 | 岩森 1337 | 横町、寺町、双葉仲町、上町、富士見台、緑ヶ丘、上の山、つくし野 |
| | 21 | 双葉西小学校 | 志田 146 | 双葉新町、旭台、上志田、塩崎町、山本、岩森、下志田、東部、田畑、田畑団地、金剛地 |
| | 22 | 双葉体育館 | 宇津谷 2220 | 新田、菖蒲沢、中村条、上郷、米沢、笠石、滝沢、駒沢、唐松団地 |





障がいに応じた対応について

◆ サポートをする前に

- (1) 避難者の情報（要配慮者）を把握する。
- (2) 要配慮者に情報がしっかりと伝わるように、さまざまな手段で情報発信に努める。
- (3) 要配慮者班やサポーターが分かりやすいように、サインなどを活用する。



本人や家族、支援者などにサポートの必要性の有無を確認したうえで、個別の状況に応じて対応していくことが大切です。

視覚障がいのある方には

(1) 避難所で困ること

- 視覚による情報の把握が難しい。
⇒ 視覚での情報が伝わらないため、配給などの重要情報が行き届かない場合がある。
- 自分がいる場所の把握に困ることがあり、一人での移動が難しい。
⇒ 避難所でのメンタルマップ（心的地図：安全な歩行のために頭の中で地図や道順を構成したもの）の作成が難しく、多くの荷物が乱雑に置かれた避難所では移動が難しい。
- 盲導犬の居場所の確保が難しい。（周囲の理解不足）

(2) 必要なもの・体制

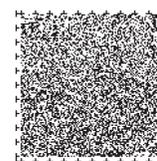
- ・【携帯ラジオ】 ・【白杖】
・【補助犬（盲導犬）コーナー】 ⇒ 要配慮者用スペースとして確保。

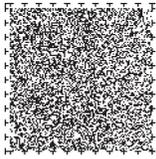
(3) 災害直後の対応方法・考え方

- 環境の整備（ハード）
 - ・屋外トイレは、順路を把握しやすいようロープなどを張り動線を確認。
 - ・情報伝達は放送装置などを活用し、分かりやすい情報を繰り返し流す。
- 対応方法（ソフト）
 - ・視覚に障がいのある方に、配給など重要な情報が伝わっているか個別に確認。
 - ・居住スペースは、壁際や部屋の角など比較的自身の位置が分かりやすい場所に。
 - ・補装具や日常生活用具の破損、紛失に応じて、修理、支給を行う。
 - ・手伝うときは一声かけて行う。誘導する場合は手をひっぱるのではなく、少し前に立ち、肩などを持ってもらい案内する。方向は時計の針の方向で示し、段差がある場合はその都度きちんと伝える。

※ 少し気遣って……

- ・居住スペースからトイレなどに、移動する際のルートをあらかじめ決めておき、誘導時に伝えるべき情報（段差など）を想定しておく。
- ・動く人が少ない夜間に、行動することがあるため注意する。
- ・居住スペースが広い場合、自身の位置が把握しにくいいため注意する。





○ 障がいに応じた対応

聴覚障がい・言語障がいのある方には

(1) 避難所で困ること

- 音声による情報の把握が難しいため、コミュニケーションがとりにくく、配給などの重要情報が伝わらない場合がある。
- 話しかけても返事ができない場合、誤解される可能性があり、コミュニティから孤立してしまう可能性がある。

(2) 必要なもの・体制

- ・【メモ帳とペン】 ・【掲示板】 ・【携帯電話】 ・【パソコン】 ・【ライト】
- ・【電光表示システム】 ・【液晶モニター】 ・【コミュニケーションボード】
- ・【聴覚障がい者向けCS放送受信対応テレビ】

※ コミュニケーションボードとは……

日常生活に必要な行動を示す絵記号や文字などが表示されたボードです。

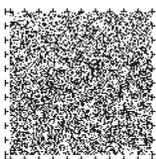
(緊急時に必要な主な内容を、21ページに掲載してありますので、ご活用ください。)

(3) 災害直後の対応方法・考え方

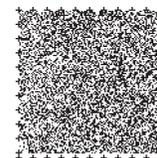
- 環境の整備（ハード）
 - ・筆談を基本としている利用者には、夜間でも筆談ができるよう、懐中電灯を配る。
 - ・多くの人が見やすい場所に重要情報を掲示し、分かりやすく伝える。
- 対応方法（ソフト）
 - ・配給などの重要な情報がある場合は、本人に伝わっているかどうか確認して、伝わっていない場合はメモなどで対応する。
 - ・掲示板や事務局本部などで、視覚での情報伝達が伝わりやすい場所に居住スペースを設けることが望ましい。
 - ・災害直後は筆談などすぐに伝わる方法が基本であるが、人によっては口の動きで判断できる場合があるため、コミュニケーション手段を本人に確認する。
 - ・メモ帳での筆談や携帯電話での打ち込みなど、電子ツールを臨機応変に活用し分かりやすく情報を伝える。

※ 少し気遣って……

- ・筆談する場合は、分かりやすい言葉で書くこと。
- ・避難所で孤立しないよう、積極的にコミュニケーションをとる。



肢体不自由のある方には



(1) 避難所で困ること

- 足に障がいのある方は、移動に困難を要し時間がかかる場合がある。
- 車いす利用者などは、床面に座ることが難しい場合がある。
- 和式トイレの利用が非常に難しい場合がある。
- 脊髄を損傷している人は、感覚がないうえに体温調節が難しい場合がある。
- 手に障がいのある方は、一人で服を着たり食事することが難しい場合がある。

(2) 必要なもの・体制

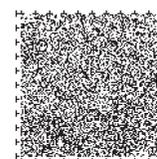
- ・【車いす】※ノーパンクタイヤが望ましく、メンテナンスキットも必要。
- ・【杖】 ・【簡易トイレ（洋式）】 ・【紙おむつ】※大人用と子ども用。 ・【おしりふき】
- ・【ストロー】 ・【食事器具（スプーン）】 ・【飲み込みが難しい人へやわらかいレトルト食品】
- ・【簡易ベッド】※おむつ交換にも必要。 ・【マットレス】⇒ 床ずれの人への対応。
- ・【医療品】 ・【発電機】※医療ケアに必要な人が使用する器具の電源確保。
- ・【ヘルパー派遣事務所との連携】
- ・【ベッドコーナー】⇒ 要配慮者用スペースで対応。

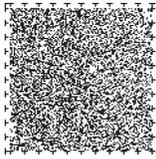
(3) 災害直後の対応方法・考え方

- 環境の整備（ハード）
 - ・車いす利用者がある場合、簡易ベッドを活用。簡易ベッドがない場合、ビール瓶ケースの上にマットを敷くなど工夫してベッドをつくる。
 - ・おむつ交換などは、パーティションで区切りベッドコーナー（要配慮者用スペース）の一面を活用する。
 - ・電源の確保。
- 対応方法（ソフト）
 - ・移動に困難がある人へのスペースは、居住スペースの通路側に確保し、移動距離を短くする。
 - ・和式トイレしかない場合は、簡易トイレ（洋式）を活用。ダンボールや間仕切り資材を活用し、車いす利用者も使える場所へ配置する。
 - ・車いす利用者の乗り移りなどは、必ず車いすのブレーキをかけて行う。
 - ・トイレなどの介助は、未経験者や力が十分でない人が行くと事故につながる恐れがあるため、家族や経験者の協力を得て、絶対に無理はしない。

※ 少し気遣って……

- ・車いす利用者が通路を移動された時、通路に荷物があれば横に避けたり、坂道や段差があれば一声かけて支援をするなど、スムーズに移動ができるようサポートする。
- ・車いす利用者の目線の高さに危険なものと、思わぬけがにつながるため注意する。
- ・車いす利用者など目線の高さが違う人へは、できるだけ目線を合わせて接することを心がける。
- ・長時間ベッドで過ごす人には、床ずれに注意し定期的に体位を変える。
- ・スロープがあっても傾斜が急な場合、転倒する危険があるので注意する。
- ・話のできない人たちとは、顔の表情等で話しかけるようにする。





○ 障がいに応じた対応

内部障がいのある方には

(1) 避難所で困ること

- 外見からは障がいの有無が判断しにくいいため、周囲から誤解されやすい。
⇒ 日常的に非常に疲れやすいなど、個人によってさまざまな症状がある。
- 常時服薬している薬の確保。(病状の悪化を懸念)
- ストーマやパウチなどの専用の装具を利用している人は、専用の装具を交換するプライバシーに配慮したスペースが必要。(装着には道具一式〔ハサミ・ガーゼ・テープ・ドライヤーなど〕が必要)
- 避難所などでの集団生活を一定期間強いられる場合、一般的に内部障がいのある方は、免疫力が低下しているため、風邪などの感染症に対する不安が大きくなる。

※ 内部障がいとは……

内臓機能の障がいであり、心臓、呼吸器、じん臓、肝臓、ぼうこう直腸、小腸、免疫機能などの障がいで、その種別によりさまざまな器具を使用している。

(2) 必要なもの・体制

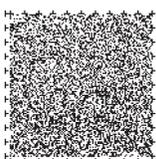
- ・呼吸器疾患の人の中には、携帯用の酸素ボンベを利用されている人があり、長時間の利用には交換が必要なため、専門業者に連絡し手配する。
- ・医療機関と連携し【専用の装具】や【薬品】などの物品の入手、透析患者への治療の手配などを行う。
- ・【簡易オストメイト対応トイレ】
⇒ オストメイトに対応した簡易トイレがない場合は洋式トイレ、椅子、台、手洗い場、洗剤、ゴミ袋などを活用して装具を交換する。

(3) 災害直後の対応方法・考え方

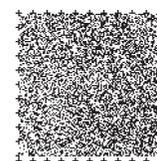
- 対応方法(ソフト)
 - ・簡易発電機(電磁波)の近くにペースメーカーを利用されている人が近づかないよう、貼り紙などで注意を促す。
 - ・人工透析を必要とする人や、インスリンを必要とする人などは、継続的な治療が必要なため、早期に医療機関と調整し入院などの手続きを行う。
 - ・内部障がいのある人の中には、医薬品の枯渇が命に関わる場合があるため、個別のニーズを把握し、それらの情報を医療機関と共有し、いつどこで手に入るかなど正確な情報を利用者に伝えることが大切。
 - ・オストメイトの利用者は、専用の装具を自宅やそのほかの場所に備蓄されている場合があるため、備蓄の有無を確認のうえ専用の装具の確保を支援する。備蓄がない場合は、専門機関などと連携し専用の装具を確保する。
 - ・医療機関などの巡回診察を実施する。

※ 少し気遣って……

- ・内部障がいは外見から判断が難しいため、外見だけで判断せず、積極的にできるだけ多くの避難者に声掛けを行いニーズを把握することが大切。
- ・塩分など食事制限が必要な人もいるため、食事の提供にも注意が必要。



難病のある方には



(1) 避難所で困ること

- 人工呼吸器装着者は、電源の確保が命に関わることから最優先の救援が必要。
- 難病の症状は、千差万別で四肢、内臓、視覚、聴覚などに現れ、それらが複合している場合もあり、個別にケアが必要なため医療機関との連携が不可欠。
- 症状が日によって一定でなく外見で判断がしにくいいため、他人から誤解を受けやすい。

※ 難病とは……

国の難病対策要綱において、(1) 原因不明、治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2) 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されています。

疾病により、状態がさまざまで個別の対応が求められる。(筋力・運動機能の低下した方、心臓や呼吸器・消化器など内部障がいのある方、視覚障がいのある方など)

(2) 必要なもの・体制

- ・【特殊な薬剤】や【医療的な器材】など関係機関から早期に入手。
- ・【医療機関】【難病支援団体などの関係機関】との連絡連携体制を構築。
- ・【静養室】⇒ 要配慮者用スペースで対応。(体調が優れない場合)
- ・【発電機】※医療ケアの必要な人が使用する器具の電源確保。

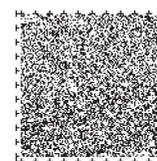
(3) 災害直後の対応方法・考え方

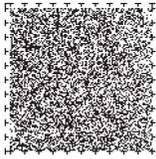
○ 対応方法(ソフト)

- ・人工呼吸器を装着している人など、専門的な医療ケアが緊急に必要な人は、医療機関などとの連携のうえ早期に移送する。
- ・難病かどうか判断が難しいため、本人に聞き取りのうえニーズを把握し、状況によって必要な設備の設置や関係機関への協力要請など対応を行う。
- ・医療機関関係者の巡回の実施を継続的に行う体制を築く。
- ・電源の確保。

※ 少し気遣って……

- ・大勢の避難者の中で、自身が難病であることを自己申告することは非常に難しい。外見だけで判断せず、できるだけ多くの避難者へ「何か困ったことはありませんか」など積極的に声掛けを行い、難病者を早期に把握することが重要。
- ・医薬品の枯渇が命に関わる人がいる。そのため、医薬品の利用者のニーズ、それらに関係医療機関と連携し、医薬品の入手方法、時期などの正確な情報を把握し、伝えることが必要。





精神障がいのある方には

(1) 避難所で困ること

- 外見からは障がいの有無が判断しにくいいため、周りから誤解されやすい。
- 突発的に発生した状況の理解や把握、臨機応変に対応することが難しい。
- コミュニケーションが苦手で、困っていることが伝えられないことがある。
- 不安になり、パニックになる場合がある。
- 急激な環境の変化への順応が難しい。
- ストレスに敏感なことが多く、症状が悪化する場合がある。
- 集団生活のペースやルールについていけない場合がある。
- 常時服薬している薬の確保が必要で、頓服薬の確保が必要な場合がある。(症状の悪化を懸念)

(2) 必要なもの・体制

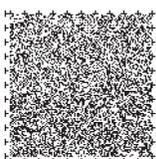
- ・【落ち着ける場所】⇒ 静養室（要配慮者用スペースで対応）や散歩。
- ・医療機関などと連携し、【薬品】などの物品の入手がスムーズにできるよう支援体制を構築する。

(3) 災害直後の対応方法・考え方

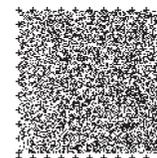
- 対応方法（ソフト）
- ・状況によって対応方法は変化するが、基本は本人が伝えたいことを「ゆっくり」と聞き、本人を尊重しながら、「ていねいに」接する。(あいまいな表現は避ける。)
- ・急激な環境の変化がストレスになる人も多く、騒がしい場所から離れた静養室などでの対応が必要な場合もある。(空き教室を活用し、確保できない場合は要配慮者用スペースの静養室や簡易テント、車などの屋外も活用し対応する。)
- ・薬がなくなる場合があることから、通院が中断した人には、本人や家族などに状況を確認したうえで、医療機関に連絡し、薬品や治療の手配などを行う。
- ・配給など重要な情報が伝わっているかこまめに確認する。

※ 少し気遣って……

- ・安心できる環境が何より大切。
- ・避難生活を円滑に送るために、周囲の人に障がいの特性を理解していただく必要がある場合は、状況に応じて、本人やご家族、支援者などと十分に確認してから行う。また、その際は個人情報取り扱いに十分に注意する。
- ・支援する際は、本人や家族のニーズなど十分に確認したうえで行い、孤立しないように注意する。
- ・本人のストレス発散と家族の心身の休養のために、散歩なども有効。



知的障がいのある方には



(1) 避難所で困ること

- 外見からは障がいの有無が判断しにくいいため、周りから誤解されやすい。
- 突発的に発生した状況の理解や把握、臨機応変に対応することが難しい。
- コミュニケーションが苦手で、困っていることが伝えられないことがある。
- あいまいな表現が分かりにくい場合がある。
- 読み書きや計算が困難な場合がある。
- 不安になり、パニックになる場合がある。
- 急激な環境の変化への順応が特に難しい。
- 時間の感覚が分かりにくかったり、特定の音が不快になる場合がある。
- 避難所でじっとしていることが難しい場合がある。
- 集団生活のペースやルールについていけない場合がある。

(2) 必要なもの・体制

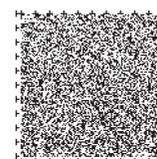
- ・【落ち着ける場所】⇒ 静養室（要配慮者用スペースで対応）や散歩。

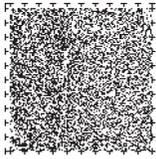
(3) 災害直後の対応方法・考え方

- 対応方法（ソフト）
 - ・ 本人が伝えたいことを「ゆっくり」と聞き、本人を尊重しながら、「ゆっくり」「ていねいに」「くりかえし」など「分かりやすい言葉」で接する。（あいまいな表現は避ける。）
 - ・ できるだけ一人にしないように努める。
 - ・ 急激な環境の変化でパニックになる人もいるが、冷静になれば落ち着くため、騒がしい場所から離れた静養室などでの対応が必要な場合もある。（空き教室を活用し、確保できない場合は要配慮者用スペースの静養室や簡易テント、車などの屋外も活用し対応する。）
 - ・ 配給など重要な情報が伝わっているかこまめに確認する。
 - ・ 掲示板は、できるだけやさしい日本語で記載し、難しい漢字には振り仮名をふる。

※ 少し気遣って……

- ・ 家族などと一緒に生活できるような、安心できる環境が何より大切。
- ・ 避難生活を円滑に送るために、周囲の人に障がいの特性を理解していただく必要がある場合は、状況に応じて、本人やご家族、支援者などと十分に確認してから行う。また、その際は個人情報取り扱いに十分に注意する。
- ・ 案内表示などが十分に理解できない場合もあるので、うろうろしている人がいたら、積極的に声掛けを行う。
- ・ 支援する際は、本人や家族のニーズなど十分に確認したうえで行き、孤立しないように注意する。
- ・ 本人のストレス発散と家族の心身の休養のために、散歩なども有効。





○ 障がいに応じた対応

発達障がいのある方には

(1) 避難所で困ること

- 外見からは障がいの有無が判断しにくいいため、周りから誤解されやすい。
- 突発的に発生した状況の理解や把握、臨機応変に対応することが難しい。
- コミュニケーションが苦手で、困っていることが伝えられないことがある。
- あいまいな表現が分かりにくい場合がある。
- 急激な環境の変化への順応が特に難しい。また、不安になり、パニックになる場合がある。
- 時間の感覚が分かりにくかったり、特定の音が不快になる場合がある。
- 避難所でじっとしていることが難しい場合がある。
- 集団生活のペースやルールについていけない場合がある。

(2) 必要なもの・体制

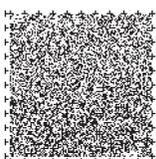
- ・【落ち着ける場所】⇒ 静養室（要配慮者用スペースで対応）や屋外を活用。
- ・医療機関などと連携し、【薬品】などの物品の入手がスムーズにできるよう支援体制を構築する。

(3) 災害直後の対応方法・考え方

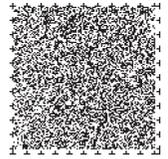
- 対応方法（ソフト）
 - ・状況によって対応方法は変化するが、基本は本人が伝えたいことを「ゆっくり」と聞き、本人を尊重しながら、「ゆっくり」「ていねいに」「くりかえし」など「分かりやすい言葉」で接する。（あいまいな表現は避け、コミュニケーションボードなどを活用する。）
 - ・できるだけ一人にしないように努める。
 - ・避難所が広く、自分の居場所が十分に理解できない場合は、間仕切りなどをつくり、椅子や座布団で居場所を明確に示す。
 - ・人によっては音・光・広さ・温度・湿度などが、強い刺激となる場合があるので注意する。
 - ・急激な環境の変化でパニックになる人もいるが、冷静になれば落ち着くため、パニックをおこす前に騒がしい場所から離れた静養室などで対応する。（空き教室を優先的に活用し、確保できない場合は要配慮者用スペースの静養室や簡易テント、車などの屋外も活用し対応する。）
 - ・服薬している人は、薬がなくなることへの不安を抱く場合があることから、通院が中断した人には、本人や家族などに状況を確認したうえで、医療機関に連絡し、薬品や治療の手配などを行う。
 - ・配給など重要な情報が伝わっているかこまめに確認する。
 - ・掲示板は、できるだけやさしい日本語で記載し、難しい漢字には振り仮名をふる。

※ 少し気遣って……

- ・家族などと一緒に生活できるような、安心できる環境が何より大切。
- ・避難生活を円滑に送るために、周囲の人に障がいの特性を理解していただく必要がある場合は、状況に応じて、本人やご家族、支援者などと十分に確認してから行う。また、その際は個人情報取り扱いに十分に注意する。
- ・案内表示などが十分に理解できない場合もあるので、うろろうしている人がいたら、積極的に声掛けを行う。（突然声を掛けないよう、注意する。）
 - ・支援する際は、本人や家族のニーズなど十分に確認したうえで行い、孤立しないように注意する。
 - ・本人のストレス発散と家族の心身の休養のために、散歩なども有効。



高次脳機能障がいのある方には



(1) 避難所で困ること

- 外見からは分かりにくいので、避難する時や避難生活で、周囲の人の理解や支援を得にくいことがある。
- 普段と異なる状況の中で、必要な情報をまとめて正しく判断し、行動に移すことが難しくなる。
- 混雑しているところでは、人や物にぶつかったり、避難所への目印なども見落としてしまうことがある。
- 自分の知りたいことや欲しいものを、周囲の人に適切に伝えられないことがある。
- 避難所での放送内容が十分に聞き取れない、聞き取れても記憶できない時がある。
- 大勢の人がいるので、雑音や周囲の様子が気になり、落ち着かないこともある。

(2) 必要なもの・体制

- ・【落ち着ける場所】⇒ 静養室（要配慮者用スペースで対応）や屋外を活用。
- ・医療機関などと連携し、【薬品】などの物品の入手がスムーズにできるよう支援体制を構築する。

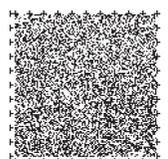
(3) 災害直後の対応方法・考え方

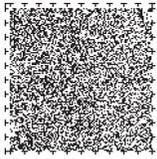
○対応方法（ソフト）

- ・ポイントをしぼって、「ゆっくり」、「はっきり」、「具体的に」話をする。
- ・絵や図、写真などを添えて話をすると理解しやすくなる。
- ・大切な説明や予定は、メモを書いて渡す。
- ・大事な予定や放送がある時は、声掛けや説明を行う。
- ・何度も同じことを聞く時は、いつも見える場所にメモを貼ったり、繰り返しの説明を行う。
- ・言葉が出ずに困っている時は、本人の状況を推測して選択肢を挙げたり、絵や図を活用するなどして表現のサポートを行う。
- ・イライラしている時は、静かな場所へ誘導し、落ち着くまで待つて話を聞く。
- ・自分から行動を起こしにくいことがあるので、声掛けを行う。
- ・道や建物の中で迷うことがあるので、目的地までの誘導を行う。

※ 少し気遣って……

- ・家族などと一緒に生活できるような、安心できる環境が何より大切。
- ・避難生活を円滑に送るために、周囲の人に障がい特性を理解していただく必要がある場合は状況に応じて、本人やご家族、支援者などと十分に確認してから行う。また、その際は個人情報の取り扱いに十分に注意する。
- ・案内表示などが十分に理解できない場合もあるので、うろうろしている人たちがいたら、積極的に声掛けを行う。
- ・支援する際は、本人や家族のニーズなど十分に確認したうえで、孤立しないよう注意する。
- ・本人のストレス発散と家族の心身の休養のために、散歩なども有効。





○ 共通した必要なもの・必要な専門員

◆ 通常の備蓄品 <参考例>

- ① 食料品 : 飲料水、非常食、乾パン など
- ② 寝具類 : 布団、毛布、寝袋 など
- ③ 衣類 : 下着類、靴下、手袋 など
- ④ 日用品 : タオル、石鹸、歯ブラシ、トイレトーパー、スリッパ など
- ⑤ 食器類 : 茶碗、コップ、皿、箸、スプーン、ナイフ、フォーク、缶切り など
- ⑥ 緊急医療品 : 傷薬、消毒液、解熱剤、風邪薬、胃腸薬 など
- ⑦ 照明器具 : 懐中電灯、灯光器 など
- ⑧ その他 : 携帯ラジオ（予備電池）、貴重品、ライター、ろうそく、水タンク
燃料、発電機、ヘルメット、簡易トイレ など

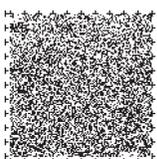
◆ 障がい別に必要なもの <参考例>

車いすや配慮を必要とする方向けの食料、オムツ、ストーマ用装具、簡易ベッド、マットレス、コミュニケーションボード など。

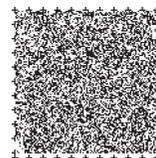
※ 市が障がい別に用意することができる用品については限りがありますので、自身で用意しておくよう心がけましょう。

◆ 避難生活が長期化する場合に必要な専門員 <参考例>

- ・ 社会福祉士 : 障がいのある方の相談に応じ、福祉サービスの利用に関して調整をする。
- ・ 介護福祉士 : 障がいのある方の心身の状況に応じた介護をする。
- ・ 精神保健福祉士 : 精神障がいのある方の、特に社会復帰に関する相談に応じ、支援をする。
- ・ 保健師 : 健康教育・保健指導を通じて、疾病の予防や健康増進などを行う。
- ・ 施設職員 : 障がいのある方と共に過ごしながら、助言などを行う。
- ・ ホームヘルパー : 障がいのある方の自宅を訪問し、身体介護・家事援助を行う。(訪問介護)
- ・ 手話通訳者 : 音声言語による意思疎通に支障がある方について、手話で意思疎通を図る。
- ・ 要約筆記者 : 音声言語や手話での意思疎通が困難な方について、文字で意思疎通を図る。
など

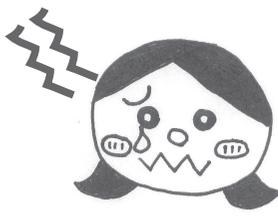
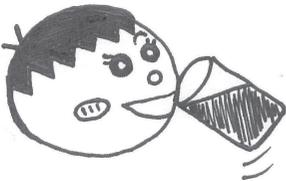
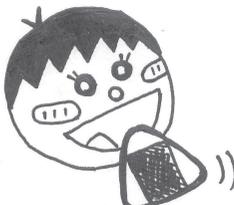
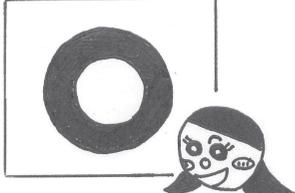
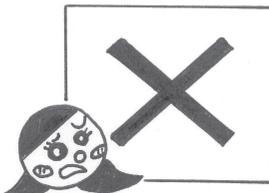
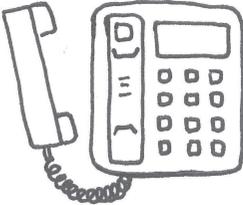


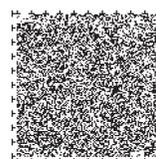
文字や言葉で伝えることが難しい方は、このコミュニケーションボードの絵を指さし、自分の意志を伝えるようにしましょう。

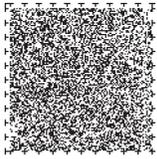


つた わたしの伝えたいこと

What I want to communicate

| | |
|--|---|
| <p>トイレ</p>  <p>Restroom</p> |  <p>いたい</p> <p>Pain</p> |
| <p>のみたい</p>  <p>I am thirsty</p> |  <p>たべたい</p> <p>I am hungry</p> |
| <p>はい</p>  <p>Yes</p> |  <p>いいえ</p> <p>No</p> |
| <p>ほしい</p>  <p>I want it</p> |  <p>やめて</p> <p>Please stop</p> |
| <p>わからない</p>  <p>I don't understand</p> |  <p>でんわ かけてほしい</p> <p>Please call</p> |





◆ 避難場所

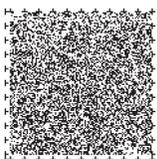
| 場 所 | 名 称 | 住 所 | 電 話 番 号 |
|--------|-----|-----|---------|
| 避難場所 | | | |
| 家の集合場所 | | | |
| | | | |
| | | | |

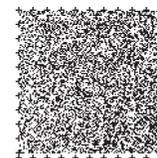
◆ 家族の連絡先

| 氏 名 | 学校・勤務先 | 住 所 | 電 話 番 号 | その地域の避難場所 |
|-----|--------|-----|---------|-----------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

◆ 非常時の連絡先（親戚・友人など）

| 氏 名 | 住 所 | 電 話 番 号 | 家族との関係 |
|-----|-----|---------|--------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |





災害拠点病院・災害支援病院

山梨県では、災害時の医療活動の拠点施設及びこれを支援する医療機関として、災害拠点病院及び災害支援病院を指定しています。甲斐市近隣地域の指定病院は、次のとおりです。

◆基幹病院

基幹災害拠点病院

| 病院名 | 所 在 | 電 話 | FAX |
|----------|--------------|--------------|--------------|
| 山梨県立中央病院 | 甲府市富士見 1-1-1 | 055-253-7111 | 055-253-8011 |

基幹災害支援病院

| 病院名 | 所 在 | 電 話 | FAX |
|-------------|-------------|--------------|--------------|
| 山梨大学医学部附属病院 | 中央市下河東 1110 | 055-273-1111 | 055-273-7108 |

◆地域災害拠点病院

| 病院名 | 所 在 | 電 話 | FAX |
|--------|--------------|--------------|--------------|
| 市立甲府病院 | 甲府市増坪町 366 | 055-244-1111 | 055-220-2650 |
| 巨摩共立病院 | 南アルプス市桃園 340 | 055-283-3131 | 055-282-5614 |
| 韮崎市立病院 | 韮崎市本町 3-5-3 | 0551-22-1221 | 0551-22-9731 |

◆地域災害支援病院

| 病院名 | 所 在 | 電 話 | FAX |
|------------------|-----------------|--------------|--------------|
| 独立行政法人国立病院機構甲府病院 | 甲府市天神町 11-35 | 055-253-6131 | 055-251-5597 |
| 山梨病院 | 甲府市朝日 3-11-16 | 055-252-8831 | 055-253-4735 |
| 甲府共立病院 | 甲府市宝 1-9-1 | 055-226-3131 | 055-226-9715 |
| 武川病院 | 中巨摩郡昭和町飯喰 1277 | 055-275-7311 | 055-275-4562 |
| 貢川整形外科病院 | 甲府市新田町 10-26 | 055-228-6381 | 055-228-6550 |
| 赤坂台病院 | 甲斐市竜王新町 2150 | 055-279-0111 | 055-279-3912 |
| 三枝病院 | 甲斐市竜王新町 1440 | 055-279-0222 | 055-279-3042 |
| 竜王リハビリテーション病院 | 甲斐市万才 287 | 055-276-1155 | 055-279-1262 |
| 高原病院 | 南アルプス市荊沢 255 | 055-282-1455 | 055-284-3877 |
| 宮川病院 | 南アルプス市上今諏訪 1750 | 055-282-1107 | 055-282-1108 |
| 北杜市立塩川病院 | 北杜市須玉町藤田 773 | 0551-42-2221 | 0551-42-2992 |
| 北杜市立甲陽病院 | 北杜市長坂町大八田 3954 | 0551-32-3221 | 0551-32-7191 |
| 韮崎相互病院 | 韮崎市本町 1-16-2 | 0551-22-2521 | 0551-23-0477 |

災害時の医療救護活動・歯科医療救護活動

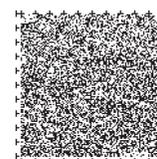
甲斐市では、災害時における医療救護活動・歯科医療救護活動に関し、次の医師会と協定を結んでおります。市は、災害の状況により、必要に応じて医療救護所を設置し、医療救護活動を実施する必要がある場合は、医師会に医療救護班の編成及び派遣を要請します。

◆医療救護活動

- ・一般社団法人中巨摩医師会竜王班長
- ・一般社団法人中巨摩医師会敷島班長
- ・一般社団法人北巨摩医師会

◆歯科医療救護活動

- ・中巨摩地区歯科医師会甲斐市地区班長





甲斐市マスコットキャラクター “やはたいぬ”

障がいのある方のための防災マニュアル

~~~~~

編集：甲斐市地域自立支援協議会  
発行：甲斐市 福祉部 福祉課 障がい者生活支援係  
〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610  
(甲斐市役所 新館 1階⑩番窓口)  
TEL 055-278-1691  
FAX 055-276-2113  
E-Mail：shougaiseikatsu@city.kai.yamanashi.jp

~~~~~

このマニュアルは、甲斐市ホームページからダウンロードできます
<http://www.city.kai.yamanashi.jp>
<HOME>⇒<健康・福祉>⇒<障がい者支援>⇒<ガイドブック>

